

- 運用指針の趣旨を踏まえ、更なる施工時期等の平準化を図るため、計画的な発注や適切な工期の設定等を進めることとしたところ。
- このため、以下の内容について官房長から各地方整備局長等に文書を発出。

■計画的な発注の推進

- 早期発注や国庫債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注を推進。年度内の工事量の偏りを減らし、施工時期を平準化。

■適切な工期の設定

- 工事の性格や地域の実情等を踏まえ、特に以下の事項に留意し適切な工期を設定。

- 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込む。
- 降雪期における作業不能日数を見込む。
- 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む。

■余裕期間制度の積極的な活用

- 受注者が建設資材や建設労働者等の確保を円滑に行えるようにするとともに、受注者側の観点から平準化を図るため、余裕期間制度を積極的に活用。

実工期の30%かつ4ヶ月を超えない範囲で発注者が設定した余裕期間内において、受注者が工事開始日を指定または選択できる制度。

■工期が複数年度にわたる工事・業務への適切な対応

- 上記取り組みを行った結果、工期が複数年度にわたる場合は、国庫債務負担行為制度、翌債(繰越)制度を適切に活用。

